

都道府県から申請のあった地域特認取組、化学合成農薬の低減割合の特例及びメタン排出削減対策一覧（概要）

1 地域特認取組

- （１）令和７年度に支援を要望する地域特認取組（継続）

福井県 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施

三重県 畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培

滋賀県 殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培

- （２）令和７年度に支援を要望する地域特認取組（一部変更）

滋賀県 樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し

2 化学合成農薬の低減割合の特例

- （１）令和７年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（新規（再申請））

青森県 りんご

愛知県 もも

- （２）令和７年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（品種作型の追加）

山梨県 ぶどう（品種の追加）

岡山県 ぶどう（品種作型の追加）

- （３）令和７年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（新規）

千葉県 なし（新規）

3 メタン排出削減対策

(1) 令和7年度に申請を行うメタン排出削減対策

・ ・ ・ 8

北海道 稲わらの秋搬出（新規）

山形県 稲わら腐熟促進資材の施用（令和6年度まで地域特認取組の一部として実施）

1 地域特認取組

(1) 令和7年度に支援を要望する地域特認取組（継続）

以下の3県3取組

都道府県	取組の名称	対象地域	対象作物	交付単価の案 (国と地方の合計)	支援要件	環境保全効果
福井県	総合的病害虫・雑草管理 (IPM)と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施	県全域	水稻	8,400 円/10a	①IPM 実践指標で、農薬項目を除く半数項目以上を実施する。 ②農産物の生産過程等(農産物の生産過程(農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調整を含む。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のは場管理をいう。)において、有機農産物の日本農林規格別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)以外の肥料及び土壌改良資材並びに別表2の農薬以外の農薬を使用していないこと。また、化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)が使用されていないものを使用することができる。さらに、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。 ③畦畔除草に除草剤を使用せず、草刈除草を規定回数以上実施する。 ④他の直接支払で畦畔除草に支援が行われていないこと。	【生物多様性保全効果】 IPM実践指標に基づく管理を行うことで生物多様性保全に寄与する。
			ソバ	2,800 円/10a		
三重県	畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培	県全域	大豆	5,000 円/10a	大豆栽培期間中、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組※であって、以下の要件を全て満たすものとする。 ア. 畦畔及び圃場内の除草管理が徹底されていること。 イ. 適切に施肥が行われていること。 ※植物防疫法(昭和25年法律第151号)第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、	【生物多様性保全効果】 大豆栽培期間中、ほ場及び畦畔に化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組を行うことで生物多様性保全に寄与する。

					当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。	
滋賀県	殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培	県全域	水稻	6,000 円/10a	水稻栽培において、殺虫殺菌剤を使用せず、本田防除は除草剤 1 回以内の使用とするとともに、本田での化学肥料を使用しない取組であって、以下の全てを満たすもの。ただし、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 23 条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。 ①水田除草は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤 1 回以内の使用とし、概ね 4 回以上雑草を抜き取る作業を行う。（ただし、雑草を抜き取る必要がない場合は見回りのみでもよい） ②畦畔は除草剤を使用せず、刈払い機等により概ね 4 回以上除草作業する。 ③本田に施用する肥料については化学肥料を使用せず有機質肥料、堆肥等を使用する。	【生物多様性保全効果】 殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しないことで、昆虫、微生物、天敵等の生物多様性保全に寄与する。

(2) 令和7年度に支援を要望する地域特認取組（一部変更）

変更箇所は下線

都道府県	取組の名称	対象地域	対象作物	交付単価の案 (国と地方の合計)	支援要件	環境保全効果
滋賀県	樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し	県全域	水稻	4,000 円/10a	水稻栽培において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料とするとともに、生育期間に通常より1週間長い14日間以上の中干しを実施する取組であって、以下のすべてを満たすこと。<u>また、中干し期間中の溝切りの実施は任意とする。</u> なお、当該取組における緩効性肥料とは、肥効調節型の成分※を含む肥料で、同成分の窒素成分が当該肥料の窒素成分（有機質由来の窒素成分を除く）のうち40%以上を占める肥料のうち<u>樹脂製の被膜を用いない肥料とする。</u> ※当該取組における肥効調節型の成分とは、速効性肥料よりも肥効が遅く、水稻栽培において施肥効率がよく流亡が少ない肥料とし、被覆肥料等が該当する。 1. 本田に施用する窒素成分を含む化学肥料を概ね全量を緩効性肥料とする。<u>また、本田に施用する肥料に樹脂製の被膜を用いた被膜肥料を使用しない。</u> 2. 水稻の生育中期（6月頃）に14日間以上の中干しを実施する。 <u>※中干し期間中の溝切りの実施は任意とする。</u>	【地球温暖化防止効果】 長期中干しによるメタン発生が抑制されることで地球温暖化防止に寄与する。 【水質保全効果】 有機入り緩効性肥料を利用した場合に、有機入り普通化成肥料と比べて、全窒素流出負荷が削減され、水質保全効果に寄与する。

令和6年度までの取組内容

都道府県	取組の名称	対象地域	対象作物	交付単価の案 (国と地方の合計)	支援要件	環境保全効果
滋賀県	緩効性肥料の利用及び 長期中干し	県全域	水稻	4,000 円/10a	水稻栽培において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料とするとともに、生育期間に<u>溝切りを原則実施した上で</u>通常より1週間長い14日間以上の中干しを実施する取組であって、以下の要件をすべて満たすこと。 なお、当該取組における緩効性肥料とは、肥効調節型の成分※を含む肥料で、同成分の窒素成分が当該肥料の窒素成分（有機質由来の窒素成分を除く）のうち40%以上を占める肥料とする。 ※当該取組における肥効調節型の成分とは、速効性肥料よりも肥効が遅く、水稻栽培において施肥効率がよく流亡が少ない肥料とし、被覆肥料等が該当する。 1. 本田に施用する窒素成分を含む化学肥料を概ね全量を緩効性肥料とする。 2. <u>樹脂由来の被膜を用いた被膜肥料を利用している場合は、被膜殻をほ場外に流出させないように、あぜ塗り等による漏水防止対策及び浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理を行う。さらに、本田を確認し、被膜殻の回収に努める。</u> 3. 水稻の生育中期（6月頃）に<u>1本/10a以上の溝切りを原則実施した上で</u>14日間以上の中干しを実施する。	【地球温暖化防止効果】 長期中干しによるメタン発生が抑制されることで地球温暖化防止に寄与する。 【水質保全効果】 有機入り緩効性肥料を利用した場合に、有機入り普通化成肥料と比べて、全窒素流出負荷が削減され、水質保全効果に寄与する。

2 化学合成農薬の低減割合の特例

(1) 令和7年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（新規（再申請））

都道府県	対象作物名	化学合成農薬の 低減割合	作型	備考
青森県	りんご	3割	露地栽培に限る	令和2年度からりんごの地域特認取組が廃止されたが、令和7年度から全国取組に取り組むため再度申請するもの
愛知県	もも	3割	露地栽培に限る	令和2年度から果樹・茶の地域特認取組が廃止されたが、令和7年度から全国取組に取り組むため再度申請するもの

(2) 令和7年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（品種作型の追加）

都道府県	対象作物名	化学合成農薬の 低減割合	作型	備考
山梨県	ぶどう（巨峰系4倍体品種、シャインマスカット系2倍体品種に限る）	3割	露地栽培に限る	現行、露地栽培の巨峰系4倍体品種、シャインマスカットの特例は既に承認されているが、新たにシャインマスカット系2倍体品種を追加
岡山県	ぶどう（ピオーネ、巨峰系4倍体、2倍体及び3倍体米国系（無核栽培）、シャインマスカット、2倍体欧州系品種（無核栽培）に限る）	3割	加温、無加温、簡易被覆栽培に限る	現行、露地栽培の巨峰系4倍体品種として承認されているが、新たに加温、無加温、簡易被覆栽培のピオーネ、巨峰系4倍体、2倍体及び3倍体米国系（無核栽培）、シャインマスカット、2倍体欧州系品種（無核栽培）を追加
	ぶどう（マスカット・オブ・アレキサンドリア及び有核栽培品種に限る）		加温、無加温栽培に限る	加温、無加温栽培のマスカット・オブ・アレキサンドリア及び有核栽培品種を新たに追加

令和6年度までの承認内容（対象都道府県のみ抜粋）

都道府県	対象作物名	化学合成農薬の 低減割合	作型	備考
山梨県	ぶどう（巨峰系4倍体品種、シャインマスカットに限る）	3割	露地栽培に限る	
岡山県	ぶどう（巨峰系4倍体品種に限る）	3割	露地栽培に限る	

（3）令和7年度に特例措置による支援を要望する化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例（新規）

都道府県	対象作物名	化学肥料の 低減割合	化学合成農薬の 低減割合	作型
千葉県	なし	3割	3割	草生栽培、清耕栽培

3 メタン排出削減対策

令和7年度に実施を希望する取組

都道府県	名称	内容
北海道	稲わらの秋搬出	収穫後、秋のうちに稲わらをほ場から搬出し、搬出した稲わらから相当の有機物を堆肥としてほ場に施用する。
山形県	稲わら腐熟促進資材の施用	水稻収穫後の稲わら腐熟を促進する効果の高い資材の施用によるメタン排出削減対策